秘密保持誓約書

公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）と、

＿＿＿＿＿＿＿＿＿(以下「乙」という。)が実施する令和7年2月6日公告「名古屋市立大学病院群次期病院情報システム（名古屋市立大学病院、西部医療センター）構築業務」（以下「本業務」という。）のために、甲乙間で開示される情報の秘密保持に関し、以下の通り誓約いたします。

（秘密情報）

第 1 条

本誓約における秘密情報とは、本誓約書提出日以降に甲から乙に対して開示される情報のうち、甲が非公開のものとして管理する一切の情報とする。

ただし、乙が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とするものとする。

(1)開示を受けたときに既に保有していた情報

(2)開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

(3)開示を受けた後、甲から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報

(4)開示を受けたときに既に公知であった情報

(5)開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

（秘密情報等の取扱い）

第 2 条

乙は、開示された秘密情報の秘密を保持し、本目的のために知る必要のある自己の役員および従業員以外に開示、漏洩してはならないものとする。

また、乙は、秘密情報の開示のために受領した資料（電子メール等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含む。）を善良なる管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該役員、従業員以外の者に閲覧等させないものとする。なお、本項の義務は、乙が当該秘密情報の開示を受けた時から1年間存続するものとする。

2 　乙は、次項に定める場合を除き、秘密情報を第三者に開示する場合には、書面により甲の事前承諾を得なければならない。この場合、乙は、当該第三者との間で本誓約書と同等の義務を負わせ、これを遵守させる義務を負うものとする。

3　乙は、法令に基づき秘密情報の開示が義務づけられた場合には、事前に甲に通知し、開示につき可能な限り甲の指示に従うものとする。

（返還義務等）

第 3 条

乙は、甲から開示を受けた秘密情報を含む記録媒体及び物件（複写物及び複製物を含む。）（以下「記録媒体等」という。）は、不要となった場合又は甲の請求がある場合には、直ちに甲に返還又は指示に基づき廃棄するものとする。

2 前項に定める場合において、秘密情報が乙の所有する記録媒体等に含まれているときは、当該秘密情報を消去するとともに、消去した旨（乙の所有する記録媒体等に秘密情報を記録しなかった場合は、その旨）を甲に書面にて報告するものとする。

（損害賠償等）

第 4 条

乙の従業員若しくは元従業員又は第2条第2項の第三者が甲の秘密情報を開示するなど本誓約の条項に違反した場合には、乙は、甲が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、甲に生じた直接且つ通常の損害に対して、損害を賠償するものとする。

（有効期間）

第 5 条

本誓約の有効期間は本誓約の締結の日から１年間とする。但し、甲及び乙は、本誓約有効期間内であっても、相手方当事者に対する30日前の文書による通知により本誓約を解除することができる。

（協議事項）

第 6 条

乙は、本誓約に定めの無い事項に関しては、別途甲と協議のうえ円満に解決を図ることとする。

令和 年 月 日

(乙)住 所

会社名

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印